

シミックグループ人権方針

私たちシミックグループは、経営理念である CMIC'S CREED において「一度しかない人生を、年齢や性別、人種に関わらず、誰もがその人らしくまっとうしていくために、ヘルスケア分野に革新をもたらすこと」を掲げています。その実現のために、すべてのステークホルダーの人権を尊重します。

1. 人権に対する基本的な考え方

私たちの事業活動が人権に影響を及ぼす可能性があることを理解し、人権尊重に取り組むことを約束します。そのために、以下の各種国際規範を支持し、尊重します。

- すべての人々の基本的人権について規定した「国際人権章典」（「世界人権宣言」、「市民的および政治的権利に関する国際規約」、「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約」）
- 労働における基本的権利を規定した国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則および権利に関する ILO 宣言」（中核的労働基準である「児童労働の禁止」「強制労働の禁止」「差別の撤廃」「結社の自由・団体交渉権の承認」を含む）
- 「賃金や労働時間など労働者の人権に関する条約」
- 「先住民族の権利に関する国際連合宣言」
- 「国連グローバルコンパクト 10 原則」
- 「人間を対象とする医学研究の倫理的原則（ヘルシンキ宣言）」

2. 各国法令の遵守

事業活動を行うすべての国や地域において各国・地域の人権に関する法令を遵守します。また、当該国の法規制と各種国際規範が一致しない場合には、より高い基準に従い、相反する場合には、各種国際規範を尊重する方法を追求します。

3. 職場における人権

多様性を尊重し、あらゆる差別や様々なハラスメントを禁止するとともに、国内外の労働にかかわる法律・労働慣行を遵守します。その上で、従業員が安心して就業できるようにダイバーシティ&インクルージョンの推進、安全で働きがいのある職場環境の構築を行います。

4. 人権に関する教育

役職員全員を対象とした定期的な教育やマネジメント層を対象とした教育を行います。



5. 人権に関する救済

事業活動に関連して人権への負の影響が生じている可能性がある場合は、現状の把握および適切な対応を通じて救済に取り組めます。

なお、シミックグループの事業に関与する取引先に対しても、私たちの人権に関する考え方に理解を求めます。

